

# 中間財務諸表

Sendai Bank

当行の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	平成24年9月期 (平成24年9月30日)	平成25年9月期 (平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	91,279	104,318
コールローン	—	40,000
買入金銭債権	852	820
有価証券	320,229	356,742
貸出金	530,603	554,578
外国為替	184	139
その他資産	2,684	3,113
その他の資産	2,684	3,113
有形固定資産	10,418	10,836
無形固定資産	551	1,300
支払承諾見返	1,743	1,620
貸倒引当金	△ 9,049	△ 6,313
<b>資産の部合計</b>	<b>949,497</b>	<b>1,067,157</b>
<b>負債の部</b>		
預金	834,765	862,593
譲渡性預金	64,840	139,630
借入金	4,655	7,615
外国為替	1	—
その他負債	2,531	9,531
未払法人税等	86	76
リース債務	63	67
資産除去債務	33	3
その他の負債	2,348	9,384
賞与引当金	166	154
退職給付引当金	69	57
利息返還損失引当金	7	5
睡眠預金払戻損失引当金	122	128
偶発損失引当金	79	81
繰延税金負債	1,179	1,662
再評価に係る繰延税金負債	1,107	1,107
支払承諾	1,743	1,620
<b>負債の部合計</b>	<b>911,268</b>	<b>1,024,189</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	22,485	22,485
資本剰余金	10,789	10,789
資本準備金	10,789	10,789
利益剰余金	1,867	3,753
利益準備金	—	83
その他利益剰余金	1,867	3,670
繰越利益剰余金	1,867	3,670
<b>株主資本合計</b>	<b>35,142</b>	<b>37,027</b>
その他有価証券評価差額金	1,417	4,271
土地再評価差額金	1,669	1,669
評価・換算差額等合計	3,086	5,940
<b>純資産の部合計</b>	<b>38,228</b>	<b>42,968</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>949,497</b>	<b>1,067,157</b>

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

	平成24年9月期 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	平成25年9月期 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
<b>経常収益</b>	<b>9,207</b>	<b>8,895</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>5,924</b>	<b>6,216</b>
(うち貸出金利息)	(4,680)	(4,515)
(うち有価証券利息配当金)	(1,182)	(1,605)
<b>役員取引等収益</b>	<b>1,224</b>	<b>1,258</b>
<b>その他業務収益</b>	<b>659</b>	<b>216</b>
<b>その他経常収益</b>	<b>1,398</b>	<b>1,203</b>
<b>経常費用</b>	<b>7,210</b>	<b>6,952</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>418</b>	<b>379</b>
(うち預金利息)	(285)	(215)
<b>役員取引等費用</b>	<b>590</b>	<b>609</b>
<b>その他業務費用</b>	<b>496</b>	<b>113</b>
<b>営業経費</b>	<b>5,410</b>	<b>5,620</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>294</b>	<b>228</b>
<b>経常利益</b>	<b>1,996</b>	<b>1,943</b>
特別損失	69	32
<b>税引前中間純利益</b>	<b>1,926</b>	<b>1,911</b>
法人税、住民税及び事業税	35	36
法人税等還付税額	△ 1	—
法人税等調整額	△ 42	△ 10
法人税等合計	△ 8	26
<b>中間純利益</b>	<b>1,934</b>	<b>1,884</b>

## 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成24年9月期 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	平成25年9月期 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	22,485	22,485
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	22,485	22,485
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	15,000	10,789
当中間期変動額		
資本準備金の取崩	△ 4,210	—
当中間期変動額合計	△ 4,210	—
当中間期末残高	10,789	10,789
その他資本剰余金		
当期首残高	5,242	—
当中間期変動額		
資本準備金の取崩	4,210	—
欠損填補	△ 9,453	—
当中間期変動額合計	△ 5,242	—
当中間期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	20,242	10,789
当中間期変動額		
資本準備金の取崩	—	—
欠損填補	△ 9,453	—
当中間期変動額合計	△ 9,453	—
当中間期末残高	10,789	10,789
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
利益準備金の積立	—	83
当中間期変動額合計	—	83
当中間期末残高	—	83
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△ 9,453	2,283
当中間期変動額		
欠損填補	9,453	—
利益準備金の積立	—	△ 83
剰余金の配当	—	△ 415
中間純利益	1,934	1,884
自己株式の消却	△ 66	—
当中間期変動額合計	11,321	1,386
当中間期末残高	1,867	3,670
利益剰余金合計		
当期首残高	△ 9,453	2,283
当中間期変動額		
欠損填補	9,453	—
利益準備金の積立	—	—
剰余金の配当	—	△ 415
中間純利益	1,934	1,884
自己株式の消却	△ 66	—
当中間期変動額合計	11,321	1,469
当中間期末残高	1,867	3,753
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△ 66	—
当中間期変動額		
自己株式の取得	△ 0	—
自己株式の消却	66	—
当中間期変動額合計	66	—
当中間期末残高	—	—

(単位：百万円)

	平成24年9月期 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	平成25年9月期 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	33,208	35,558
当中間期変動額		
欠損填補	—	—
剰余金の配当	—	△ 415
中間純利益	1,934	1,884
自己株式の取得	△ 0	—
自己株式の消却	—	—
当中間期変動額合計	1,933	1,469
当中間期末残高	35,142	37,027
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,648	5,223
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 231	△ 951
当中間期変動額合計	△ 231	△ 951
当中間期末残高	1,417	4,271
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	1,669	1,669
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,669	1,669
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	3,317	6,892
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 231	△ 951
当中間期変動額合計	△ 231	△ 951
当中間期末残高	3,086	5,940
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	36,525	42,450
当中間期変動額		
剰余金の配当	—	△ 415
中間純利益	1,934	1,884
自己株式の取得	△ 0	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 231	△ 951
当中間期変動額合計	1,702	517
当中間期末残高	38,228	42,968

# 中間財務諸表

Sandai Bank

## 注記事項（平成25年度中間期）

### 重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定額法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物：2年～50年  
その他：2年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,830百万円であります。
  - (2) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理  
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
  - (4) 利息返還損失引当金の計上基準  
利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。
  - (5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
  - (6) 偶発損失引当金の計上基準  
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- リース取引の処理方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
- ヘッジ会計の方法
  - (イ) 金利リスク・ヘッジ  
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。
  - (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによる減殺の目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に含むヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

- 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によるしております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式の総額	株式会社	100百万円
※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。		
破綻先債権額		292百万円
延滞債権額		24,793百万円
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。		
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。		
※3. 貸出金のうち3か月以上延滞債権額は次のとおりであります。		
3か月以上延滞債権額		93百万円
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。		
※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。		
貸出条件緩和債権額		254百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。		
※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。		
合計額		25,433百万円
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。		
※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。		3,459百万円
※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。		
担保に供している資産		
現金預引金		0百万円
有価証券		51,290百万円
その他資産		1百万円
計		51,291百万円
担保資産に対応する債務		
預金		1,174百万円
借入金		7,550百万円
上記のほか、為替決済、金融派生商品取引担保等の取引の担保として、次のものを差し入れております。		
有価証券		35,453百万円
また、その他資産には、敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		
敷金保証金		350百万円
※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。		
融資未実行残高		138,594百万円
うち原契約期間が1年以内のもの		138,594百万円
（又は任意の期間に無条件で取消可能なもの）		
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとする旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。		
※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。		
再評価を行った年月日		平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法		
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、実行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。		
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額		2,241百万円
※10. 有形固定資産の減価償却累計額		
減価償却累計額		5,591百万円
※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額		735百万円

じもとホールディングス

きらやか銀行

仙台銀行

(中間損益計算書関係)

※ 1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金戻入益	995百万円
----------	--------

※ 2. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

有形固定資産	368百万円
無形固定資産	147百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引
- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
- ① リース資産の内容
- |        |       |
|--------|-------|
| 有形固定資産 | 車輜運搬具 |
|--------|-------|
- ② リース資産の減価償却の方法  
重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	8百万円	7百万円	—	0百万円
無形固定資産	—	—	—	—
合計	8百万円	7百万円	—	0百万円

② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額等

1年内	0百万円
1年超	—
合計	0百万円
リース資産減損額の残高	—

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	0百万円
リース資産減損額の取崩額	—
減価償却費相当額	0百万円
支払利息相当額	0百万円
減損損失	—

- ④ 減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
- ⑤ 利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、当中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引  
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	6百万円
1年超	—
合計	6百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額

子会社株式	10百万円
関連会社株式	—
合計	10百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	33百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△ 0百万円
その他増減額 (△は減少)	△ 29百万円
中間会計期間末残高	3百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益金額	245.21円
(算定上の基礎)	
中間純利益	1,884百万円
普通株主に帰属しない金額	30百万円
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	—百万円
(うち中間優先配当額)	(30百万円)
普通株式に係る中間純利益	1,854百万円
普通株式の期中平均株式数	7,564千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	70.82円
(算定上の基礎)	
中間純利益調整額	30百万円
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	—百万円
(うち中間優先配当額)	(30百万円)
普通株式増加数	19,050千株
(うち優先株式)	(19,050千株)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

当行と当行連結子会社である仙銀ビジネス株式会社は、平成25年11月12日開催の両社の取締役会において、監督官庁の認可等を得られることを前提として当行を存続会社として合併することを承認決議し、合併契約を締結いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

- ① 結合企業  
名称 株式会社仙台銀行 (当行)  
事業の内容 銀行業
- ② 被結合企業  
名称 仙銀ビジネス株式会社  
事業の内容 銀行業務請負

(2) 企業結合日

平成26年3月1日 (予定)

(3) 企業結合の法的形式

株式会社仙台銀行を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社仙台銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

仙銀ビジネス株式会社は、当行の銀行業務を請負う当行100%子会社として平成2年7月に設立いたしました。業務範囲が縮小していることなどからグループ経営の合理化・効率化を図るため、吸収合併することといたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。